

機器レンタルサービス利用規約

機器レンタルサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます。）が提供する機器の貸与に関して適用される条件を定めるものです。このサービスをご利用される場合は、本規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第1条（定義）

本規約における用語を次のとおり定義します。

- （1）「本サービス」とは、弊社が提供する、機器を貸与するサービスをいいます。
- （2）「法人等」とは、法人若しくはそれに準じる団体又は営利を目的とする個人事業主をいいます。
- （3）「諸規定等」とは、弊社が定める本サービスに関する詳細を定めた規定、サービス仕様書等をいいます。
- （4）「レンタル機器」とは、本サービスの対象となる機器として、諸規定等に定めるものをいいます。
- （5）「本サービス利用契約」とは、法人等と弊社との間で締結する本サービスの利用に関する契約をいいます。
- （6）「契約者」とは、本サービス利用契約に基づき本サービスの提供を受ける法人等をいいます。
- （7）「利用資格者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用することができる個人をいいます。
- （8）「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第2条（本規約の運用及び変更）

1. 契約者は、本規約及び諸規定等に従って本サービスを利用するものとします。
2. 本規約に定める内容と諸規定等に定める内容が異なる場合には、諸規定等に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に通知することにより、本規約又は諸規定等を変更できるものとします。但し、本規約及び諸規定等の変更内容の詳細については、弊社が別途定めるウェブページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約及び諸規定等の変更に関する通知の日から起算して14日以内に、本サービス利用契約の解約を届け出ない場合、契約者によってかかる変更は当該通知の日に承認されたものとみなします。

第3条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する法人等は、本規約及び諸規定等に同意のうえ、弊社が別途定める手続に従って本サービスへ申込みを行うものとします。
2. 本サービス利用契約は、前項に基づく申込みを弊社が承諾し、前項に基づく手続が完了した時点をもって成立するものとします。

3. 弊社は、本サービスの申込みの際に、レンタル機器の数量を制限することがあります。

第4条（申込の不承諾）

前条の規定にかかわらず、弊社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は入力漏れがあったとき。
- (2) 法人等が指定した指定口座について、収納代行会社又は金融機関等により利用停止処分等を受けているとき。
- (3) 過去又は現在を問わず、本サービスを含む弊社が提供するサービスに関する利用契約を解除され、若しくはこれらのサービスの提供を停止されたとき、又はその虞があるとき。
- (4) 過去又は現在を問わず、本サービスを含む弊社が提供するサービスに関する債務の履行が滞ったとき、又はその虞があるとき。
- (5) 法人等のうち個人事業主が、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みが成年後見人によって行われず、又は法定代理人、保佐人若しくは補助人の同意を得ていなかったとき。
- (6) 日本国外からの申込みであるとき。
- (7) レンタル機器の配送先が日本国外であるとき。
- (8) 法人等と契約者が異なることが判明したとき。
- (9) 第27条（反社会的勢力の排除）の定め違反するとき、又はその虞があるとき。
- (10) 業務の遂行上又は技術上支障をきたすと、弊社が判断したとき。
- (11) その他弊社が適当でないと判断するとき。

第5条（契約者に関する情報の変更）

契約者の商号又は所在地等、契約者が本サービスの申込時に弊社に届け出ている情報について変更があった場合は、直ちに弊社に届け出るものとします。なお、当該変更に関する届け出がない場合は、本サービスの提供ができない場合があることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

第6条（設備等の準備）

1. 契約者は、弊社が本サービスに基づき提供する場合を除き、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続及び設定、回線利用契約の締結並びにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用する個々の本サービスに必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 弊社は、契約者が本サービスを利用するために使用する通信機器、ソフトウェア及びこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システム又はソフトウェアを改造、変更又は追加等、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第7条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、契約者及び利用資格者のみが利用できるものとします。
2. 契約者は、本サービスと同時に又はこれに関連して本サービス以外の弊社又は第三者の各種サー

ビスを利用する場合であっても、かかるサービスに関する規約、契約、利用条件等（名称の如何を問いません）に拘らず、本サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。

3. 契約者は、自己の有する資格に基づいて本サービスを利用する利用資格者に対し、本規約、諸規定等において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、弊社に対して、利用資格者による当該義務の違反に関し、当該利用資格者と連帯して責任を負うものとします。万一、利用資格者が当該義務に違反した場合、契約者は、自己の費用と責任において、弊社の指示に従い、当該利用資格者による本サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。
4. 本サービスの利用に関連して、契約者が、他の利用者、第三者若しくは弊社に対して損害を与えた場合、又は契約者と他の利用者若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任において、かかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第8条（月額レンタル料金）

1. 本サービスの利用に必要なレンタル機器にかかる月額レンタル料金その他の費用は、諸規定等に定めるとおりとします。
2. 月額レンタル料金は、月ごとに定められるものとし、本サービス利用契約の開始日から発生するものとします。なお、本サービス利用契約の始期が月の中途であった場合、月額レンタル料金について、当該月の日数にて日割り計算対応するものとします。但し、本サービス利用契約の終期が月の中途であった場合でも、月額レンタル料金の日割り計算対応は行わないものとします。
3. 弊社は、いかなる場合においても、契約者によって既に支払われた月額レンタル料金その他の費用を、一切返還する義務を負わないものとします。

第9条（レンタル提供期間）

1. 本サービスのレンタル提供期間は、諸規定等に定めるとおりとします。
2. レンタル提供期間中に本サービス利用契約を解約若しくは解除（以下「解約等」といいます）し、又は解約等されたときは、契約者は、レンタル提供期間の残存期間に応じ、諸規定等に定める違約金を弊社に支払うものとします。

第10条（レンタル機器の取扱い）

1. 弊社は、本サービス利用契約の申込み（申込みに必要な内容を記載した付属書類があるときはこれらの書類を含みます）を受けたときは、弊社が別途定める条件を満たした後、契約者が申込時に届け出た配送先（以下「配送先」といいます）にレンタル機器を発送するものとします。
2. 契約者は、レンタル機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
3. 契約者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - （1）レンタル機器を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保の用に供すること。
 - （2）レンタル機器を国外に持ち出すこと。
 - （3）レンタル機器を分解、解析、改造、改変若しくは損壊し、又はその他の方法によりその原状を変更すること。
 - （4）レンタル機器に搭載されているソフトウェア又はプログラムの全部若しくは一部を複製若しく

は改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用権を設定し、又は弊社若しくは第三者の所有権、知的財産権その他の権利を侵害すること。

第11条（レンタル機器の滅失等）

1. 契約者は、レンタル機器に滅失、紛失若しくは盗難（以下「滅失等」といいます）が生じたときは、直ちにその旨を弊社が指定する窓口へ通知するものとします。
2. レンタル機器の滅失等が弊社の責めに帰することができない事由による場合には、本サービス利用契約は当然に終了するものとし、契約者は、レンタル提供期間の残存期間に応じ、諸規定等に定める違約金を弊社に支払うものとします。

第12条（初期不良）

1. 契約者の責めに帰することができない事由により、レンタル機器に配送当初から正常に動作しない場合又は配送中に故障若しくは毀損が生じた場合（以下「初期不良」といいます）には、契約者は、弊社に対し、当該レンタル機器の受領後7日以内にその旨を通知するものとします。
2. 契約者は、初期不良が生じたレンタル機器を、前項の通知後速やかに弊社が指定する場所に返却するものとします。
3. 弊社は、契約者から初期不良が生じたレンタル機器の返却を受けたときは、遅滞なく初期不良の有無を確認するものとし、確認の結果、初期不良と認めるときは、同一のレンタル機器と交換するものとします。
4. 初期不良が生じたレンタル機器の返却及び交換品の配送に要する費用は、弊社が負担するものとします。

第13条（保証）

1. 前条第1項の期間経過後、契約者の責めに帰することができない事由により、レンタル機器が正常に動作しない場合又はレンタル機器に故障若しくは毀損が生じた場合（以下「故障等」といいます）には、契約者は、弊社に対し、速やかにその旨を通知するものとします。
2. 契約者は、故障等が生じたレンタル機器内のファイル及びプログラム（契約者が作成したファイル、インターネット若しくはパスワードその他の設定、又は契約者がインストールしたアプリケーション若しくは音楽データなどを含みますが、これらに限られません。以下同じとします）のバックアップを作成するとともに、当該レンタル機器を、前項の通知後速やかに弊社が指定する場所に返却するものとします。
3. 弊社は、契約者から故障等が生じたレンタル機器の返却を受けたときは、レンタル提供期間内に限り、レンタル機器の修理又は交換を行うものとします。この場合において、契約者は、レンタル機器内のファイル及びプログラムはすべて消去されることにあらかじめ同意するものとし、弊社は、当該レンタル機器内のファイル及びプログラムの消失によって契約者に生じた損害については一切責任を負いません。
4. 前項の規定に関わらず、弊社は、次の各号のいずれかに該当するときは、レンタル機器の修理又は交換を行わないものとします。
 - （1）弊社又は弊社が指定する修理会社以外で修理を行ったとき。
 - （2）故障等の症状が確認できないとき。

- (3) 修理ができないとき。
 - (4) 部品交換を伴わない点検若しくは調整その他の作業又は手直し作業。
 - (5) 消耗部品の交換。
 - (6) プログラム、データ若しくはアプリケーション等のソフトウェアの障害（ウイルス感染を含みます）、レンタル機器の装飾品、レンタル機器に付随する周辺機器若しくはアクセサリ等レンタル機器以外に生じた故障等又はこれらに起因するレンタル機器の故障等。
 - (7) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみ又は焦げ等レンタル機器の機能に直接関係のない外形上の損傷。
 - (8) レンタル機器の製造業者がリコール宣言を行った後の、リコール原因となった部位に係る修理
 - (9) 他の保証制度（保険を含みます）により求償可能なとき。
 - (10) 直接または間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障等。
 - (ア) 使用上の誤り又は不注意な取扱い（電池の液漏れを含みます）。
 - (イ) 不当な修理又は加工若しくは改造。
 - (ウ) レンタル機器の摩耗、使用による品質若しくは機能の低下、虫害、ねずみ食い又は性質による蒸れ、かび、変質、変色、さび若しくは腐蝕。
 - (エ) 火災、地震、風水害、落雷その他の天災地変、ガス害、塩害その他の公害又は異常電圧。
 - (オ) 電波障害又は通信回線の異常。
 - (カ) 差押え、収用、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使。
 - (キ) 盗難、紛失又は置き忘れ。
 - (ク) 詐欺、横領又は第三者の加害行為。
5. 第2項及び第3項の定めに基づくレンタル機器の返却及び交換品の配送に要する費用は、契約者が負担するものとします。

第14条（本サービス利用契約の解約）

- 1. 契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本サービス利用契約を解約することができます。
- 2. 本サービス利用契約の解約は、契約者が解約の申込みを行った日が属する月の末日をもって成立するものとします。

第15条（レンタル機器の返還）

- 1. 本サービス利用契約が終了したときは、契約者は、レンタル機器を原状に復したうえ、本サービス利用契約が終了した日の属する月の翌月15日までに、これを別途弊社が指定する場所に返還するものとします。
- 2. 契約者から返還されたレンタル機器とともに弊社が貸与したレンタル機器以外の物品が送付された場合には、送付された物品にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、弊社は、契約者に対して何ら通知することなく、これを廃棄又は処分することができるものとします。
- 3. 契約者は、前項に定める期日までにレンタル機器を返還しないとき又は故障等によりレンタル機器を原状に復することができないときは、弊社に対し、直ちにレンタル機器ごとに諸規定等に定める未返却損害金を支払うものとします。

第16条（期限の利益の喪失）

契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービス利用契約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、弊社に対し、直ちに債務を履行しなければならないものとします。

- (1) 第三者から仮差押え、差押え、その他の強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (2) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (3) 第22条（解除）に基づき本契約が解除されたとき又はそのおそれがあるとき。

第17条（遅延損害金）

1. 契約者は、レンタル料金の支払を遅延したときは、遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで年6%の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとします。
2. 契約者は、前条の定めに基づき期限の利益を喪失したときは、レンタル料金から既払金を控除した残金に対する期限の利益を喪失した日から支払済みに至るまで年6%の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとします。

第18条（産業財産権及び著作権）

1. 契約者は、レンタル機器又は本サービスを通じて弊社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）等に関する産業財産権及びこれらに関する著作権が、弊社又は弊社に対してレンタル機器を提供した第三者若しくは当該情報の利用を許諾した第三者に帰属するものであることを確認します。
2. 契約者は、前項に定めるレンタル機器又は情報等を自己の商業目的にのみ使用するものとします。

第19条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (2) 財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為。
 - (3) 差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉・信用を毀損する行為。
 - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
 - (5) 猥褻、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、映像、音声若しくは文書等を送信、掲載若しくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、掲示、表示若しくは販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為。
 - (6) 薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
 - (7) 本サービスに含まれるプログラムについて、複写、複製、改変、ネットワーク上へのアップロード、送信又は頒布をする行為。
 - (8) 本サービスの全部又は一部について、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業をする行為。
 - (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
 - (10) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を不正に書き換える、改ざんする、又は消去する行為。

- (11) 本サービス、又は第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
 - (12) 大量のメールを送信する等により他の利用者若しくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、若しくはその虞のあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
 - (13) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為。
 - (14) 他の利用者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (15) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人又は脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。
 - (16) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は他の利用者若しくは第三者に危害のおよぶ虞の高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
 - (17) 法令若しくは公序良俗（売春、暴力、残虐）に違反し、又は他の契約者若しくは第三者に不利益を与える行為。
 - (18) 前各号に定める行為を助長する行為。
 - (19) 前各号に該当する虞があると弊社が判断する行為。
 - (20) その他、弊社が不適切と判断する行為。
2. 弊社は、何人に対しても、前項に定める契約者の行為が行われぬよう監視し、又はこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

第20条（本サービスの変更、追加又は廃止）

弊社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部の変更、追加又は廃止ができるものとします。但し、本規約の変更を伴う本サービスの内容の変更、追加若しくは削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に本サービスを利用する契約者にその旨を通知又は弊社が別途定めるウェブページ上に掲示するものとします。なお、本サービスの内容の変更、追加又は削除については、当該掲示の日から起算して14日以内に、本サービス利用契約の解約を届け出ない場合、契約者によってかかる変更、追加又は削除は当該掲示の日に承認されたものとみなし、本サービスの全部の廃止については、契約者はこれを異議なく承諾するものとします。

第21条（契約者の情報の取り扱い）

1. 弊社は、契約者が弊社に届け出た情報及び履歴情報（弊社に記録される契約者及び利用資格者による本サービスの利用履歴をいい、以下、同じとします）を、善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。
2. 契約者は、弊社が前項に定める情報及び履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用又は第三者に提供することがあることに同意するものとします。
 - (1) 弊社が契約者に対し、本サービスの追加若しくは変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、又は電話等により連絡する場合。
 - (2) 弊社又は弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝又はその他の案

内を、電子メール若しくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、又は契約者又は利用資格者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者又は利用資格者の情報端末機器の画面上に表示する場合。

- (3) 弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者情報の統計分析を行い、個々の契約者を識別できない形式に加工して、利用又は提供する場合。
- (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
- (5) 第8条（月額レンタル料金）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供します。
- (6) 契約者から事前に同意を得た場合。

第22条（解除）

1. 弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通知することなく、直ちに本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本サービス利用契約成立後に、第4条（申込の不承諾）第1項各号に該当する事由、その他弊社が本サービス利用契約の締結を拒否すべき事由が判明したとき。
 - (2) 第5条（契約者に関する情報の変更）に基づく情報の変更の届け出を怠ったことが判明したとき。
 - (3) レンタル機器を配送先へ発送（第12条（初期不良）第3項又は第13条（保証）第3項の規定に基づき、レンタル機器を交換する場合を含みます）したにもかかわらず、一定期間を経過してもなお配送されなかったとき。
 - (4) 第16条（期限の利益の喪失）に定める事由に該当したとき。
 - (5) 月額レンタル料金その他の費用の支払を1回でも怠ったとき。
 - (6) 第19条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行ったとき。
 - (7) 契約者又は利用資格者が、弊社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務若しくは要求等を強要する、又は嫌がらせを行う等、弊社の業務に支障を来たしたとき。
 - (8) 諸規定等に違反したとき。
2. 契約者又は利用資格者が本規約又は諸規定等に定める義務に違反した場合、弊社は相当の期間を定めて義務の履行を催告し、なお義務が履行されないときは、本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. 前各項の規定による本サービス利用契約の全部又は一部の解除は、弊社の契約者に対する損害の賠償請求を妨げないものとします。
4. 本サービス利用契約が解除されたときは、契約者は、直ちにレンタル機器を別途弊社が指定する場所に返還するものとします。

第23条（第三者への委託）

弊社は、本規約に基づく弊社の業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第24条（免責）

1. 弊社は、レンタル機器の商品性、契約者の使用目的への適合性等について、いかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービスの提供に関し、弊社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合には、未返却損害金相当額を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、いかなる場合においても、弊社は、本サービスの提供に関し、以下に定める契約者に生じた損害については一切責任を負いません。
 - （1）弊社の責めに帰することができない事由から生じた損害。
 - （2）弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害。
 - （3）レンタル機器の故障等又は滅失等に起因して生じた次に掲げる損害。
 - （ア）身体的又は精神的損害。
 - （イ）レンタル機器以外の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた損害。
 - （ウ）レンタル機器が使用できなかったことによって生じた損害。
 - （4）逸失利益（情報の消失、毀損等による損害を含みます）。

第25条（未履行債務）

契約者は、原因の如何を問わず、本サービス利用契約が終了した場合、その時点における契約者の未履行債務については、その後においても当該債務が履行されるまで消滅しないことをあらかじめ承諾するものとします。

第26条（秘密保持義務）

契約者及び弊社は、相手方の書面による承諾なくして、利用契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密（以下「秘密情報」といいます）を、本サービスを利用する以外の目的で使用してはならず、善良なる管理者における注意をもって管理し、利用契約の有効期間中はもとより、利用契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- （1）開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
- （2）開示を行った時点で既に相手方が正当に保有しているもの。
- （3）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- （4）相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、本サービスの利用申込み時点において、自己、利用資格者及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約有効期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及び

その他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。

2. 契約者は、本サービスの利用に関して、自ら、利用資格者又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 弊社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、又は、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき弊社が利用契約の全部又は一部を解除した場合、契約者は、当該利用契約の全部又は一部を解除したことに起因して契約者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

第28条（譲渡禁止）

契約者は、弊社の書面による事前の承諾なく、本規約又は諸規定等から生ずる弊社に対する権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第29条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第30条（協議解決の原則及び管轄裁判所）

1. 本サービスに関連して契約者と弊社との間で問題が生じた場合には、両者間で誠意をもって協議するものとします。
2. 前項による協議をしても解決できず、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則：

この規約は2015年11月2日から実施します。

附則：

この規約は2016年7月1日から実施します。